

○入札説明書

高圧受変電設備（非常系）点検業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 平成31年1月18日

2 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

高圧受変電設備（非常系）点検業務委託

(2) 委託業務の内容

別添業務委託契約書及び点検仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所

茨城県立中央病院（茨城県笠間市鯉淵6528）

3 担当部局

〒309-1793

茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院事務局

（入札手続関係）

経理課

大高

（委託業務の内容関係）

施設課

寺門

電話 0296-77-1121

FAX 0296-77-2886

4 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年2月29日茨城県告示第254号）に基づく入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 茨城県内に本店又は支店等を有し、サービス体制が整っている者であること。
- (5) 本公告日から過去3年間に、概ね200床以上の病院で高圧受変電設備を点検した実績があること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

5 入札説明書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次により質問すること。

ア 質問受付期間

平成31年1月28日（月）から平成31年1月29日（火）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く）

いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

なお、郵送の場合は、期限までに必着のこと。これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

3の担当部局に同じ

ウ 方法

質問は持参又は郵送により提出すること。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

平成31年1月31日（木）午後5時まで

イ 方法

ファクシミリにより回答する。

6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）（様式第1号）に4(4)、(5)、(6)及び(7)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

平成31年1月29日（火）午後5時まで（休日を除く）

いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

なお、郵便の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出先

3の担当部局に同じ。

(4) 入札参加確認通知書

入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成31年1月31日（木）に、一般競争入札参加確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7 開札

(1) 日時 平成31年2月4日（月）午前10時から

(2) 場所 茨城県立中央病院 本館2階 大会議室

(3) 開札は、参加者又はその代理人が出席して行うものとする。参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うので、開札日の前日までにその旨を連絡すること。

- (4) 入札会場には、参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前号の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (5) 参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札会場へ入場することができない。
- (6) 参加者又はその代理人は、特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了時まで入札会場を退場する事はできない。
- (7) 入札会場において、次のいずれかに該当する者は当該入札会場から退去させることがある。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

ア 入札金額は、総額を記載すること。

イ 入札書（様式第2号）に必要事項を記入・押印のうえ、3の担当部局に提出すること。

ウ 提出は持参によるものとし、郵送、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

エ 落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

オ 代理人が入札する場合には、入札書提出時に委任状（様式第3号）を提出すること。

(2) 入札書の提出日時及び場所等

ア 日 時 平成31年2月4日（月）午前10時

イ 場 所 茨城県立中央病院 本館2階 大会議室

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札

- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない入札
- (4) 電報、郵送、電話及びファクシミリによる入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 指定の日時まで提出されなかった入札
- (7) 記名押印を欠くとき
- (8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (10) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (12) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 茨城県病院局会計規程第114条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (2) くじ引きにおいて、参加者又はその代理人等直接入札者がくじを引くことができないときは、入札関係職員でない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札に移行する。そのため、再度入札に参加する意思のある者は、再度入札のための入札書を持参すること。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、必ず3の担当部局へ持参又は郵便により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。そのため、見積書を提出する意思のある者は、見積書を持参すること。

14 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

15 契約条項及び支払条件

別紙「業務委託契約書(案)」のとおり。

16 その他

- (1) 落札者において、指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置がとられることがある。
- (2) 参加者又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 受注者の事由により期限内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。

様式第 1 号

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

茨城県立中央病院長 吉川 裕之 殿

郵便番号

住 所

商号又は社名

印

代表者名

平成 31 年 1 月 18 日付けで公告のあった「高圧受変電設備（非常系）点検業務委託」に係る入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 茨城県内に本店又は支店等を有していることがわかる書類
- 2 公告日から過去 3 年間に、概ね 200 床以上の病院での高圧受変電設備を点検した実績があることがわかる書類（契約書、報告書の写し等）
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを証する書類（誓約書）
- 4 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 項から第 3 号に規定するものでないことを証する書類（誓約書）

様式第2号

入 札 書（役務用）

平成 年 月 日

茨城県立中央病院長 吉川 裕之 殿

住 所

商号又は名称

氏 名 印

代理人氏名 印

仕様書及び図面等指示された事項を承知のうえ、茨城県病院局会計規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第21号）及び入札心得（平成18年茨城県病院局告示第2号）により下記のとおり入札します。

記

入札金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

件 名	高圧受変電設備（非常系）点検業務委託
-----	--------------------

（ご注意）

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（消費税等額抜き）を入札書に記載してください。
- 2 入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとします。
- 3 金額の前に「¥」の記号を付してください。

委 任 状

平成 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

⑩

私は、下記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1 代理人 住 所
商号又は名称
氏 名

(入札書使用印)

⑩

2 委任事項

件 名 高圧受変電設備（非常系）点検業務委託

執行年月日 平成 3 1 年 2 月 4 日

上記の入札案件に関する次の権限

- (1) 入札書及び見積書の提出
- (2) 契約の締結及び業務の履行
- (3) 代金の請求及び受領
- (4) 上記各項を行うに必要な事項

誓 約 書

平成 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所

商号又は名称

氏 名

印

会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないことを誓約いたします。

誓 約 書

平成 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所

商号又は名称

氏 名

印

茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第7条の規定により、下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、県の事務事業に関する各種申込資格等の確認のため、貴県が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

2 次のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

3 暴力団員又は2の(1)から(6)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しよ

うとする者ではありません。

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

- 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）より抜粋
（公共工事等に係る措置）

第7条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より抜粋
（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

- (6) 暴力団員

暴力団の構成員をいう。